

# 入札公告（郵便入札）

次のとおり一般競争入札に付します。  
平成25年3月7日

契約責任者  
日本郵便株式会社  
郵便事業総本部  
調達部門担当執行役員  
藤本 栄助

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 那覇中央郵便局小包区分機保守請負
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 平成25年4月1日から平成25年9月30日まで
- (4) 履行場所 那覇中央郵便局（沖縄県那覇市壺川3-3-8）

## 2 取引先の資格

- (1) 次に該当する者は、入札に参加することができない。

ア 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認められた者。

これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- (ア) 不正又は不誠実な行為をした者
- (イ) 不法行為をした者
- (ウ) 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者
- (エ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者
- (オ) 契約相手方として不適切であると認められる者
- (カ) その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。

エ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。

- (ア) 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
- (イ) 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (ウ) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

- (2) 全省庁統一資格を有する者であること。

(3) 契約責任者が定める次の資格を有すること。

平成14年度以降に、荷物(ゆうパック等)の自動仕分け機について、元請として次のいずれかの履行実績を有する者であること。

ア 保守：6か月以上の保守実績があること。

イ 製造：開札日までに出荷済みであること。

ウ 据付：開札日までに完成(完了)していること。

### 3 入札手続等

本件の入札手続きでは、2(2)及び2(3)の資格を証明する資料を添付した取引先資格確認申込書(以下「確認書」という。)の提出及び入札を郵送により行う。

手続等	期間・期日・期限	場 所
担当部署 (問合せ先)	(入札担当部署) 日本郵便(株)郵便事業総本部調達部門調達部備品・不動産担当 TEL：03-3504-9532 FAX：03-4335-3894 (仕様書、履行実績についての照会先) 日本郵便(株)郵便事業総本部ハレーション本部施設部拠点高度化担当 TEL：03-3504-9629	
仕様書等の 交付	平成25年3月7日(木)から 平成25年3月18日(月)まで	日本郵政グループホームページ (建設工事関係)からダウンロード
入札書・確認 等受付締め切 り	平成25年3月18日(月)まで に郵便局等へ差し出し (同日消印有効)	〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2 日本郵便(株)郵便事業総本部調達部門 調達部 備品・不動産担当宛
開 札	平成25年3月26日(火) 15:45から	〒111-8799 東京都台東区西浅草1-1-1 日本郵政(株)浅草ビル7階会議室

日本郵政グループホームページ(建設工事関係)

日本郵政グループホームページアドレス <http://www.japanpost.jp/>

[日本郵政グループホームページ](#) [会社情報](#) [調達情報](#) [建設工事関係](#) [入札公告](#)

[日本郵便株式会社\(郵便事業総本部\)](#) [検索](#)

### 4 取引先の資格の確認

本競争への参加を希望する者は、前記2に示す取引先の資格を有することを証明するため、確認書及び資料を5に示す入札書を入れた中封筒と表封筒の間に入れて郵送により提出すること。

なお、提出した確認書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 5 入札

3に示す期限、場所に、初度(1回目)及び再度(2回目)の2回分の入札書を郵送(書留郵便等配達記録の残るものに限る)により提出すること。

なお、入札書を書留郵便物等で差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物受領証(お客様控え)」(余白に入札した件名を記載すること。)の写しを開札日の2日

前までに入札担当部署にFAXにより送信すること。(取引先の資格確認のため。)  
詳細は別添「郵便入札の注意事項」による。

## 6 開札

- (1) 3に示す期日・場所において入札者又はその代理人の立会い(任意)により行う。  
入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない社員を立ち会わせて行う。  
なお、取引先の資格確認は開札後に行うため、落札決定宣言は別途行う。
- (2) 初度入札で落札者がない場合は、直ちに再度入札書の開札を行う。
- (3) 初度入札で落札した場合における再度入札書は、契約責任者が破棄する。

## 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 不要
- (3) 入札の無効  
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、確認書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (4) 落札者の決定方法  
予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 支払条件  
請負代金は、四半期ごとに、契約した請負が検査に合格した後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。
- (7) 入札書の記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の105分の100に相当する金額を記載すること。

## 入札者注意書

日本郵便株式会社

入札は、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。

- 第1 入札に参加する者は、別に示した日時までに、仕様書、図面、現場及び契約書案を熟知しておくものとする。
  - 2 入札者は、入札後においては、この注意書に掲げた事項並びに仕様書、図面、現場及び契約書案の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 第2 入札者は、入札の際、主務の社員に取引先の資格のある者であることの確認を受けなければならない。
  - 2 入札者が代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面で主務の社員の確認を受けなければならない。
  - 3 前2項の確認を受けない者は、入札させない。
- 第3 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とする。
  - 2 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- 第4 入札書は、別紙様式により作成し、別に示した日時にこれを入札箱に投入するものとする。
  - 2 入札書を郵送する場合にあっては、次に定める方法で郵送しなければならない。(別添「郵便入札の注意事項」参照)
    - (1) 入札書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
    - (2) 初度及び再度入札に係る入札書をそれぞれの中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に、初度入札に係る入札書在中の中封筒には「第1回」、再度入札に係る入札書在中の中封筒には「第2回」とそれぞれ回数を記載し、開札日、入札件名、自己の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び連絡先を記載すること。
    - (3) 表封筒には、入札書を同封した中封筒及び別に示した書面及び第2の第2項の規定に準じて主務の社員の確認を受けるのに必要な書面を入れ、その表封筒の表面に開札日、入札件名、自己の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、入札書在中の旨の表示及び連絡先を記載すること。
    - (4) 一の表封筒には三以上の中封筒を同封してはならない。

- (5) 書留郵便等で配達記録が残る方法で郵便局に差し出すこと。
- 3 入札書に記載する日付は、入札・開札の年月日とする。ただし、郵送する場合は、入札書を作成した日とする。
- 第5 入札者は、第4の規定により入札書を持参して入札箱へ投函した後、又は郵便局に差し出し契約責任者が受領した後においては、開札の前後を問わずこれを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができない。
- 第6 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 第7 入札の執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者は、入札場外に退去させる。
- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしたとき。
- 第8 開札は、あらかじめ示した日時及び場所において、入札者を立ち合わせて（任意）行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは社員を立ち合わせてこれを行う。
- 第9 次に該当する入札書は受理しない。
- (1) 第4の第1項又は第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 郵送の場合は、入札書を受領する最終日時に遅れて到着した入札書
- (3) 表封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示す開札日及び入札件名と異なる入札書
- (4) 表封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書
- 第10 次に該当する入札書は無効とする。
- (1) 当該入札に係る取引先の資格のない者により提出された入札書
- (2) 入札書の申込みに係る価格（以下「入札金額」という。）の記載のない入札書
- (3) 入札書に記載した契約名が別に示したものと相違する入札書
- (4) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (6) 同一の者により提出された2以上の入札書

- (7) 2以上の入札者の代理人により提出された入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書
- (10) 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判読できない入札書
- (11) 明らかに連合によると認められる入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

第11 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

第12 削除

第13 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低価格（最高価格）のものを落札とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2 契約責任者が、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。

3 第1項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。この場合、くじ引きの順序はじゃんけんによる。

4 前項の場合において、くじを引く者が出席しないか又はくじを引かないときは、社員にくじを引かせる。

5 落札者を決定したときは、入札に参加した者に落札者の氏名（法人にあっては名称）、及び金額を口頭で通知する。ただし、第1項ただし書きにより落札者を決定した場合、又は郵送した者に対しては別に書面で通知する。

6 第1項本文の場合において、落札となる者がいないときは、直ちに再度の入札に付すことがある。

7 削除

第14 落札者は、契約責任者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

第15 次に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者において、正当な理由があると認め承認を与えたときはこの限りでない。

(1) 削除

(2) 落札者が第14に規定する期間内に契約書を提出しないとき

第16 次に該当する者は、入札に参加することができないものとする。

(1) 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。(別表「取引先として不適当と認める項目」参照)

ア 不正又は不誠実な行為をした者

イ 不法行為をした者

ウ 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者

エ 安全管理の措置が不適切であると認められる者

オ 契約相手方として不適切であると認められる者

カ その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

(2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。

(4) 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ、その他次に掲げる者をいう。

ア 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(5) 契約責任者が定める資格を有していない者

第17 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

